

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : パナソニック産機システムズ株式会社
業者の住所 : (法人番号8010501032913)
東京都墨田区押上1-1-2
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年9月1日 から 令和7年10月31日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内